

# 建設緑政局所管公園プール運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、川崎市都市公園条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）で定めるもののほか、建設緑政局緑政部で所管している公園水泳プール（大師プール、平間プール、小倉西プール、稲田プール（以下「水泳プール」という。））の運営管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童プール 平間プール、小倉西プール、稲田プールをいう。
- (2) 大人用プール 大師プールにある水深130cm以上のプールをいう。
- (3) 児童用プール 各水泳プールにある水深60cm以上130cm未満のプールをいう。
- (4) 幼児用プール 各水泳プールにある水深60cm未満のプールをいう。
- (5) プール 大人用プール、児童用プール、幼児用プールをいう。
- (6) 大人 15歳以上の者をいう。ただし、中学生を除く。
- (7) 児童 6歳以上15歳未満の者をいう。ただし、小学校に就学前の者を除き、中学生を含む。
- (8) 幼児 6歳未満の者をいう。ただし、小学校に就学前の者を含む。
- (9) 付添人 水泳プールに入場する児童及び幼児の監督者としての責任をとれる18歳以上の者をいう。
- (10) 個人使用 団体使用及び専用使用以外をいう。
- (11) 団体使用 個人使用の日に付添人を含め10人以上で使用するもののうち、水泳プール事前協議書（第1号様式）（以下「事前協議書」という。）の提出が必要なものをいう。
- (12) 専用使用 他の使用を制限し水泳プールを独占して使用するものをいう。
- (13) 障害者 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害と判断された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者をいう。

## (個人使用の優先)

第3条 水泳プールの使用は、一般の利用に供するため規則で定めた供用期間内の供用時間については個人使用を優先する。

## (水泳プール施設の入場条件)

第4条 水泳プール施設の入場に必要なのは、次のとおりとする。

- (1) 水泳プール施設に幼児が入場する場合は、付添人1人につき幼児2人までとする。
- (2) 児童プールに入場できる者は、児童及び幼児とその付添人とする。そのため付添人以外の大人は入場させない。

## (団体使用及び専用使用の承認条件)

第5条 道路公園センター管理課長は、水泳プールの団体使用について運営管理上支障がないと認め

る場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前条第1号及び第2号の規定に係わらず承認できるものとする。

- (1) 専ら幼児を対象とする団体が平日の午前中に幼児用プールを使用する場合で、事前に利用者及び付添人の人数を含めた十分な協議が行われ、事前協議書の提出があった場合。
  - (2) 専ら児童を対象とする団体が平日の午前中に児童用プール又は幼児用プールを使用する場合で、事前に利用者及び付添人の人数を含めた十分な協議が行われ、事前協議書の提出があった場合。
- 2 水泳プールの専用使用は、公益上必要があると認める場合で、適正な周知を事前に十分に行える場合に限って承認する。この時の承認条件は、道路公園センター管理課長が別に定める。

(使用手続)

第6条 水泳プールを専用使用しようとする者は、使用日の6箇月前までに有料施設使用承認申請書を提出しなければならない。

- 2 団体使用しようとする者は、使用日の10日前までに事前協議書を提出しなければならない。
- 3 道路公園センター管理課長は、団体使用又は個人使用しようとする者から口頭で使用の承認の申請があった場合に事務簡素化等のため有料施設使用券を交付することができる。この場合個人使用券を交付したものとみなす。

(使用料の減免)

第7条 使用料の減免は、有料施設使用料の減免取扱基準の定める範囲内とする。

(使用料の減免申請)

第8条 使用料の減免を受けようとする者は、その理由を記載した有料施設減免申請書を有料施設使用承認申請書に添えて提出しなければならない。ただし、道路公園センター管理課長が認める場合は、身体障害者手帳等を提示することにより、口頭で申請することができる。

(損害賠償及び請求)

第9条 水泳プールの施設及び備え付けじゅう器備品を、故意又は過失により損傷もしくは滅失した者に対しては、これを復旧させ現物をもって弁償させる。

(使用券等の提示)

第10条 水泳プールを使用する者は、入場の際使用券等を係員に提示してその指示を受けなければならない。

(使用の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、水泳プールの使用を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) オムツが必要な者。ただし、プール内に入らない場合はこの限りではない。
- (2) 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者。
- (3) 酒気を帯びている者。
- (4) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある者。
- (5) 他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者。
- (6) 付添人のいない幼児。
- (7) 管理上必要な指示に従わない者。

(禁止行為)

第12条 水泳プール内では、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 道路公園センター管理課長が承認した場合のほか、物品販売その他営業行為を行い広告物を掲げ又は宣伝ビラを配布すること。
- (2) 指定の場所以外で喫煙又は飲食すること。
- (3) 指定の場所以外に自転車等の車両を乗り入れ又は駐車すること。
- (4) その他、道路公園センター管理課長が禁止すること。

(運営指導)

第13条 水泳プール運営については、次の各号について常に注意を払い、利用者の安全を確保しなければならない。

- (1) 事故防止及び利用者の健康管理のため、開場中25分毎に全員をプールから上げ、5分間の休憩を入れるとともに水中の安全を確認し「注意事項」の放送を行う。
- (2) 「注意事項」に反する者、危険を予見される者に対しては、呼子により注意を促すとともに、注意内容について指導する。
- (3) 水泳能力10m以下の者は、児童用プール又は幼児用プールを使用させる。
- (4) 大人用プールの付近にいる幼児、児童には特に注意し、児童用プール又は幼児用プールに誘導する。
- (5) 各水泳プールの入場可能人員を超え、又は管理上支障があるときは、入場を制限することができる。

水泳プール名	入場可能人員	水泳プール名	入場可能人員
大師プール	1, 300名	平間プール(児童プール)	500名
小倉西プール(児童プール)	500名	稲田プール(児童プール)	600名

(注意事項)

第14条 道路公園センター管理課長は、水泳プールの所定の場所に次の各号の注意事項を記載した看板を立て、これを利用者に周知徹底させるよう指導する。

- (1) プールでは必ず水泳着を着用すること。
- (2) プールへ入る前に必ずシャワーを浴び、十分に準備体操を行うこと。
- (3) 幼児、小学生及び初心者は幼児用プール又は児童用プールを使用すること。
- (4) ひどく汗をかいているなど体調がよくない場合は、日陰などでしばらく休んでからプールに入ること。
- (5) プール内には、飲食物その他不必要物を持ち込まないこと。
- (6) ガラス製の水中メガネ、ゴムボートその他危険なものや、他人の迷惑になるものは持ち込まないこと。
- (7) プールの水を汚し又は不潔な行為をしないこと。
- (8) ごみ、タバコの吸殻等は所定の場所へ捨てること。
- (9) 悪ふざけをしたり、他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (10) プールサイドを走らないこと。
- (11) 潜水及び飛び込みはいかなる場合でもしないこと。
- (12) プール内で事故を発見したら、直ちに係員へ知らせること。
- (13) プールサイドへは、土足で立ち入らないこと。
- (14) 決められた場所以外には立ち入らないこと。
- (15) 貴重品は必ずコインロッカーに預けること。

(専用許可の取消)

第15条 道路公園センター管理課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用許可を取り消し又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 申請に偽りがあつたとき。
  - (2) 指定の期限までに使用料を納付しないとき。
  - (3) 条例及び規則に違反し、又は道路公園センター管理課長の指示に従わないとき。
  - (4) 管理上やむを得ないとき、又は市の都合により使用を停止したとき。
- (その他)

第16条 条例、規則及びこの要綱に定めのないことで水泳プールの運営管理に必要なことは、神奈川県海水浴場等に関する条例及び同施行規則によるもののほか、道路公園センター管理課長が定める。

附 則

この管理運営要項は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則

この管理運営要項は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則

この管理運営要項は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則

この管理運営要項は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この管理運営要項は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この管理運営要項は、平成16年6月30日から施行する。

附 則

この管理運営要項は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。